

情報開示基準

電気製品認証協議会

電気製品認証協議会（以下、「SCEA」という。）細則第 8 条に基づき、SCEA の事業活動の透明性を高めるため、情報開示基準を定め、以下の内容は、原則としてホームページ（HP）等で情報開示する。

なお、HP 掲載内容は常に見直しを行い、最新情報の掲載に努める。

(1) 次に掲げる SCEA の規程体系、組織体制、活動概要

- ① 会則、細則、運用基準
- ② SCEA が定める S マーク認証の追加基準
- ③ 会員名簿
- ④ 組織体制（総会、幹事会、専門部会等）
- ⑤ 活動報告
- ⑥ 運用基準で公表を定めているもの
（電気用品安全法対象外製品の S マーク認証状況等）
- ⑦ 定時総会の概要

(2) 次に掲げる S マーク広報、普及促進活動等の概要

- ① 販売店等での S マーク広報、普及促進活動
- ② 報道関係者との意見交換会
- ③ S マーク付き電気製品の店頭普及実態調査
- ④ S マーク認証状況

(3) 各種セミナーの開催案内、実施結果の概要及びセミナーテキスト資料

(4) S マーク認証の仕組みをわかりやすく解説した Q&A 等

(5) その他、SCEA の各会議または事務局長が個別に公表すべきと判断したもの

以 上